

	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会</p> <p>〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 http://www.okayama-jinjicho.or.jp/</p>	<p>祝祭日には国旗 を掲げましょう</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------



矢掛神社 (小田郡矢掛町矢掛)

謹賀新年

皇紀二六七七年丁酉歲

岡山県神社庁

庁長

牧博嗣

副庁長

藤山知之進

理事

佐々木講治

〃

戸部廣徳

〃

岡部典雄

〃

伏見正

〃

太田浩司

〃

日野正彦

〃

林浩平

〃

三垣一

〃

春名明

〃

藤原光利

〃

近藤有生

〃

高山命之

〃

長江俊忠

岡山県神社総代会

会長

中島博

【事務局】

参事

瀧本文典

主事

岡本好範

録事

清水美代子

神社庁の課題と事業の展開

【年頭所感】



岡山県神社庁

庁長 牧 博 嗣

平成二十九年丁酉歳の新春を迎え、皇室の弥栄、県内各神社ご社頭の隆昌と皆様方のご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。

昨年四月熊本を中心とする二度に亘る大地震により甚大な被害に見舞われ、多くの神社も被災されました。これを受けて県内神社関係者の皆様に義捐金のお願いを致しましたところ三百四十万円余りをお寄せ頂きました。皆様のご芳志に対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

この義捐金は神社本庁が取り纏め全国から総額三億九千五百万円が寄せられ、本庁災害対策資金会計からの支出金千五百万円を合わせて四億一千万円が熊本、大分、福岡、佐賀、長崎、宮崎の各県神社庁に贈呈されました。一日も早い復興を心からお祈り申し上げ

げたく思います。

又、昨年は神社本庁並びに岡山県神社庁も設立七十年の節目の年を迎え、設立当初の先人たちのご労苦に想いを馳せつつ、更なる斯界発展の為に力を尽くすべく思いを新たにいたしましたところあります。

しかしながら、斯界を取り巻く社会情勢は少子高齢化、人口減少による過疎化の進展等厳しさを増しているのが現状であり、喫緊の最重要課題であることは皆齊しく思うところであろうと思えます。

本庁では、「過疎地域神社活性化推進委員会」を設置し、課題を単に協議するだけでなく、解決に向けて推進する実働部隊として運営する方針を打ち出しています。

中国地区におきましても昨年暮れ、

広島県神社庁の呼びかけにより過疎化対策等を専門に扱う組織作りの協議に入っています。

今後、中国地区四県と互いの情報を共有すると共に緊密な連携を取りながら、当県にとっての有効な対策を模索推進していければと考えております。

さて、岡山県神社庁におきましては、本年度予算に計上して頂きました神社庁ホームページの刷新作業を、教化委員会広報部会福田真人部長を中心に鋭意努力頂いております。

若い世代に対し、神社界を身近に感じて頂く、或いは知って頂く為の最も有効な手段の一つであろうと思えます。内容の充実はあることながら、より進化したホームページに生まれ変わり、当県神社界の情報発信の要として大いに期待したいと思えます。

次に、事務局についてですが、当県と同等の神社庁事務局員は四名乃至五名が一般的です。一概に比較は出来ませんが、今の事務局員には大きな負担をかけていると感じています。ご承知の通り、本年六月末日をもって清水録事が退職致します。それに伴い四月一日より新入職員として、女子職員一名の採用を内定しておりますが、即戦力とはいかないと思えます。

今後、事務局員三名体制を維持する為には事務量の負担軽減は必須であり、取り敢えず直近で必要と思われるシステム開発をお願いしたところであります。

事務局の現状をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、所感の一端を申し述べさせていただきます。本年も神社庁の諸行事に対し、各段のご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

三年間を糧として 庁長を支える

【副庁長就任挨拶】



岡山県神社庁副庁長 藤山知之之進

平成二十九年の新春を迎え、先ずもつて聖寿の万歳、皇室の弥栄と国家の隆昌、更には県内各神社の繁栄、神職氏子崇敬者皆様方のご健勝を祈念し、新年のご祝辞を申し上げます。

さて、昨年三月の臨時協議員会で再度副庁長の大任を仰せつかり、今期から更に神社本庁評議員にも選出されま

した。何事もその役職に就かなければ分らないことが多々あります。河本前庁長の下で分かったのは「庁長職はとんでもなく忙しい」こと。県内外の様々な行事への出席、稟議書の決裁、責任者としての決断など副庁長として身近に見て参りました。

河本前庁長は内外の行事に副庁長を代理として出席させることがありました。さらに問題が生じたときの対応、本質を見定めた上での対処など考える

機会を与えて下さいました。

このような諸先輩のご配慮に感謝しつつ、現牧庁長を全力で支え、これからの岡山県神社庁の在り方を模索してゆくのも副庁長の務めであると思っております。

それには一人一人の神職の皆様のご協力が必要であることは申すまでもありません。

皆様のご協力を切にお願いし、年頭のご挨拶と致します。

日本の伝統・文化を継承する 役目となる神社庁

【副庁長新任挨拶】



岡山県神社庁副庁長 佐々木 講治

この度、臨時協議委員会において副庁長を拝命致しました。牧庁長のもと、神社庁の健全な運営に尽力する所存です。

神社庁の大きな目的は、日本古来守り伝えられてきた伝統・文化の継承です。この数十年の社会の変化は著しい

変化しないものは生き残れないとも言いますが、日本の良き伝統・文化を護り伝えていく役目が神社庁にはあると考えています。

皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます、就任の挨拶と致します

【臨時協議委員会】

議長に長江氏が再任

平成27年度決算／平成28年度補正予算を承認



協議委員会議長
長江 俊忠

十一月十四日、神社庁講堂において臨時協議委員会が開催された。

開式行事、庁長挨拶に続き、議長の新任が行われ、議長に長江俊忠氏、副議長に大橋美代治氏がそれぞれ選任された。

長江議長が登壇し、議事の審議が行われた。

- 議案第一号『平成二十七年岡山県神社庁一般会計歳入歳出決算』
- 議案第二号『平成二十七年岡山県神社庁別途会計収支決算』
- 議案第三号『平成二十七年岡山県神社庁事業会計決算』
- 議案第四号『岡山県神社庁財産目録』

続いて監査報告が行われた。

【質問】 神社庁研修所に於いて社頭講演研修会を開催して頂けないか。

【回答】 研修企画室で検討する。

【質問】 負担金減免措置を受けた神社は

あるか。

【回答】 平成二十七年の申請はありません。

【質問】 財務委員会のヒアリングは改正を含めて再考できないか。

【回答】 財務委員会の予算編成上、必要なので修正は検討するが、ご理解を頂きたい。

【質問】 消耗品費は補正で増額したにも拘わらず、決算が当初予算より減額に



臨時協議委員会で挨拶を行う牧庁長

なっているのは何故か。
(回答) インターネットセキュリティ対策のために九月に補正を組んだが、その他の支出が予想外に少なく、見誤りであった。
(質問) 職員退職金の一部を中退共に掛金として投入しているが、中退共は非営利目的である宗教法人は加入できないと思うが。
(回答) 現時点で加入出来ているし、過去に受給もされている。
(質問) 神社庁事業部取り扱い物品を来春から取り止める事となっているが、予め注文を取って、神社関係者大会で販売して貰えないか。
(回答) 今後の物品販売の継続は困難である。発注先業者の紹介は可能。
 その他、事業会計及び財産目録の記載方法などの質疑があったが、当庁の記載方法で了解を得る。
 ○議案第五号『平成二十八年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出補正予算案』質疑はなく、可決された。
 ○その他
(要望) 社頭講演ではなく祭典後の社頭講話研修会を開催していただきたい。
(質問) 過疎化地域対策について神社庁の取り組みをお聞かせ願いたい。

平成 27 年度
 岡山県神社庁
一般会計歳入歳出決算書
 (平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日)

歳入総額 **138,706,026 円**
 歳出総額 **114,297,012 円**
 差引残高 **24,409,014 円**

(回答) 神社本庁及び中国地区神社庁も対策を行う事になり、今年から取り組みを始めていますので、両者と連携を取りながら対策を講じる検討をする。
(質問) 最近、神社関係者大会に装束店等の出店が無いのは何故か。
(回答) 装束組合に呼び掛けているが、売上が少ないので、来岡されなくなつた。
(要望) 研修制度の見直しで神職の資質向上を図る研修会を検討して頂きたい。

【歳入の部】

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
I 神饌及び幣帛料	870,000	790,600	79,400
1 本庁幣	620,000	612,600	7,400
2 神饌及初穂料	250,000	178,000	72,000
II 財産取入	10,000	5,548	4,452
III 負担金	36,920,000	36,922,830	△ 2,830
1 神社負担金	25,844,000	25,840,260	3,740
2 神職負担金	9,230,000	9,236,540	△ 6,540
3 支部負担金	1,846,000	1,846,030	△ 30
IV 交付金	65,300,000	65,540,800	△ 240,800
1 本庁交付金	900,000	1,218,200	△ 318,200
2 神宮神徳宣揚交付金	64,000,000	64,000,000	0
3 本庁補助金	400,000	322,600	77,400
V 寄付金	3,000,000	2,688,000	312,000
VI 諸取入	5,535,000 (8,425,061)	9,659,491 (△ 1,234,430)	△ 4,124,491 (△ 1,234,430)
1 表彰金	50,000	50,000	0
2 預金利子	5,000	4,461	539
3 申請料・任命料	2,000,000	2,722,000	△ 722,000
4 会費	3,180,000 (6,070,061)	6,360,061	△ 3,180,061 (△ 290,000)
5 雑取入	300,000	522,969	△ 222,969
VII 繰入金	1,200,000	1,200,000	0
当期歳入合計	112,835,000 (115,725,061)	116,807,269 (△ 1,082,208)	△ 3,972,269 (△ 1,082,208)
前期繰越金	19,000,000 (21,898,757)	21,898,757	△ 2,898,757 (0)
歳入合計	131,835,000 (137,623,818)	138,706,026	△ 6,871,026 (△ 1,082,208)

【歳出の部】

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
I 幣帛料	2,300,000	2,166,500	133,500
1 本庁幣	2,200,000	2,106,500	93,500
2 神社庁幣	100,000	60,000	40,000
II 神事費	400,000	317,740	82,260
III 事務局費	31,210,000 (31,570,000)	26,615,032 (4,954,968)	4,594,968 (4,954,968)
1 表彰並びに儀礼費	1,600,000	901,306	698,694
(1)各種表彰費	600,000	417,624	182,376
(2)慶弔費	1,000,000	483,682	516,318
2 会議費	200,000	158,740	41,260
3 役員関係費	1,400,000	1,400,000	0
(1)役員報酬	1,280,000	1,280,000	0
(2)地区会議関係費	120,000	120,000	0
4 給料及び福利厚生費	16,100,000 (16,160,000)	14,628,068	1,471,932 (1,531,932)
(1)給料	8,300,000 (8,360,000)	8,352,000	△ 52,000 (8,000)
(2)諸手当	5,000,000	4,250,874	749,126
(3)各種保険料	2,700,000	1,958,110	741,890
(4)職員厚生費	100,000	67,084	32,916
5 庁費	6,360,000 (6,660,000)	5,160,867	1,199,133 (1,499,133)
(1)備品費	300,000 (500,000)	462,232	△ 162,232 (37,768)
(2)図書印刷費	750,000	554,082	195,918
(3)消耗品費	1,300,000 (1,400,000)	1,005,309	294,691 (394,691)
(4)水道光熱費	1,200,000	1,134,203	65,797
(5)通信運搬費	900,000	701,075	198,925
(6)雑費	1,910,000	1,303,966	606,034
6 交際費	1,100,000	1,069,347	30,653
7 旅費	3,300,000	2,484,594	815,406
8 維持管理費	950,000	665,425	284,575
9 法務対策費	200,000	146,685	53,315

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
IV指導奨励費	13,749,000 (16,639,061)	15,980,403	△ 2,231,403 (658,658)
1 教化事業費	8,282,000 (11,172,061)	11,067,155	△ 2,785,155 (104,906)
(1)教化費	910,000	882,381	27,619
(2)広報費	720,000	720,000	0
(3)事業費	4,000,000 (6,890,061)	6,890,061	△ 2,890,061 (0)
(4)神宮奉賛費	1,385,000	1,341,534	43,466
(5)育成費	1,267,000	1,233,179	33,821
2 神社庁研修所費	2,000,000	1,771,692	228,308
(1)研修費	2,000,000	1,771,692	228,308
3 祭祀研究費	1,226,000	935,386	290,614
4 各種補助金	2,241,000	2,206,170	34,830
(1)神政連関係費	135,000	135,000	0
(2)神青協補助金	450,000	450,000	0
(3)氏青協補助金	90,000	90,000	0
(4)県教神協補助金	90,000	90,000	0
(5)女子神職会補助金	162,000	162,000	0
(6)県敬婦連補助金	117,000	117,000	0
(7)神楽部補助金	90,000	90,000	0
(8)作州神楽補助金	27,000	27,000	0
(9)支部長懇話会補助金	150,000	150,000	0
(10)神宮大祭派遣補助金	30,000	30,000	0
(11)教誨師関係費	350,000	351,170	34,830
(12)地区大会援助金	550,000	550,000	0
V各種積立金	5,990,000	5,990,000	0
1 職員退職給与積立金	830,000	830,000	0
2 正副庁長退任慰労金積立金	160,000	160,000	0

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
3 庁舎管理資金積立金	2,500,000	2,500,000	0
4 次期式年遷宮準備金	2,000,000	2,000,000	0
5 災害見舞積立金	500,000	500,000	0
VI神社関係者大会費	600,000	651,421	△ 51,421
VII負担金	23,532,450	22,950,430	582,020
1 本庁災害慰謝負担金	303,150	303,150	0
2 本庁負担金	6,669,300	6,669,300	0
3 本庁特別納付金	13,300,000	13,024,240	275,760
4 支部負担金報奨費	2,960,000	2,953,740	6,260
5 負担金特別対策費	300,000	0	300,000
VIII渉外費	570,000	492,550	77,450
1 友好団体関係費	370,000	348,750	21,250
2 時局対策費	100,000	21,600	78,400
3 同和対策費	100,000	122,200	△ 22,200
IX神宮神徳宣揚費交付金	33,420,000	33,420,000	0
X大麻頒布事業関係費	5,900,000	5,712,936	187,064
1 頒布事務費	500,000	474,112	25,888
2 頒布事業奨励費	5,400,000	5,238,824	161,176
XI予備費	14,163,550 (16,702,307)	0	14,163,550 (16,702,307)
当期歳出合計	131,835,000 (137,623,818)	114,297,012	17,537,988 (23,326,806)
次期繰越金	0	24,409,014	△ 24,409,014
歳出合計	131,835,000 (137,623,818)	138,706,026	△ 6,871,026 (△ 1,082,208)

※表中の()内は補正予算額。

※差異(△)は、決算額が予算額に比して超過した場合△で表示する。

平成28年度 岡山県神社庁一般会計歳入歳出補正予算書

【歳入の部】 (平成28年7月1日~平成29年6月30日)

科 目	補正予算額	既決予算額	増 減 (△)
前期繰越金	24,409,014	20,460,338	3,948,676
歳入合計	138,614,014	134,665,338	3,948,676

【歳出の部】

科 目	補正予算額	既決予算額	増 減 (△)
III事務局費	32,218,000	31,030,000	1,188,000
4 給料及び福利厚生費	17,018,000	16,730,000	288,000
(1)給料	9,218,000	8,930,000	288,000
5 庁費	6,750,000	5,850,000	900,000
(1)備品費	1,200,000	500,000	700,000
(2)図書印刷費	1,050,000	850,000	200,000
XI予備費	18,100,864	15,340,188	2,760,676
当期歳出合計	138,614,014	134,665,338	3,948,676
歳入合計	138,614,014	134,665,338	3,948,676



直階検定講習会閉講式

県内外から八人が受講
—直階検定講習会—
 岡山県神社庁参事 瀧本文典

三年に一度の岡山県神社庁主催・直階検定講習会を八月一日から三十日までの期間で岡山県神社庁を会場に開催しました。

受講者は男性が四人、女性四人の計八人で、県内の神社に奉仕する予定の者が七人、県外が一人でした。

神職の家族が受講者の中心ですが、神社神道に関する専門知識がほぼ無いところから約一月間で神職としての素養を身につけるということは大変な努力が必要です。

今回の受講者の中には講習会終了から一月半後の十月のお祭に奉仕した者もあり、着実に実力をつけました。

講習会で最も多い授業は祭式です。授業全体の約半分を占めています。今回は受講者が少人数でしたが、その分、実技指導、講義共に目が届きやすく、受講生の真面目な受講態度もあって密度の濃い養成ができました。

しかし、約一月間の短期養成には限界があり、指導出来たのは本当に基礎の部分でしかありません。奉仕神社で



岡山県神社庁顧問弁護士
小林 裕彦
こばやし やすひこ
小林 裕彦

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきています。そこで、昨年从小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は、小林弁護士に土地売買に関する基本的な法律について説明して戴きます。

プロフィール

昭和 35 年大阪市生まれ。昭和 59 年 3 月に一橋大学法学部を卒業後、労働省（現厚生労働省）勤務を経て、平成 4 年 4 月に弁護士登録。専門は企業法務、民事事件、行政法務等。政府地方制度調査会委員、岡山大学経営協議会委員、岡山弁護士会副会長等を歴任。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町 2 番 1 5 号
弓之町シティセンタービル 6 階

TEL : 086-225-0091 FAX : 086-225-0092

小林やすひこの神社法律相談

宮司に指導を仰ぎつつ、次の階位の取得を目指すことを希望します。

講習期間中に権正階の取得の方法について説明したところ、「祭式を忘れないうちに権正階を取得したい」との意見や「岡山で権正階の講習会も行って欲しい」などの意見がありました。

直階検定講習会は県外でも受講できますが、経費の負担は自宅から通学が

できる岡山で受講する方が軽くなりやすい。

また、講師の先生は県内神職の方々ですので、神職として奉仕した後は、分からないことを質問できる身近な先生となると共に、神社庁や支部の会合では心強い先輩として交流が続いていきます。今回は、より多くの方に受講してもらえよう願っております。

不動産の処分

— 宗教法人としての法的義務 —

【相談】

当神社は、この度、不動産を売却することにしました。当神社では、既に当社の規則に則って責任役員の方々の承認の手続を行っています。規則に則った手続を行っているため、すぐに契約しても問題ないでしょうか。

【回答】

1 宗教法人法を意識する必要性

神社本庁が包括する神社は、宗教法人となつています。宗教法人は、宗教法人法の規定を遵守する必要があります。そのため、神社においては、規則のみならず宗教法人法の規定も意識して事務を行っていく必要があります。

2 不動産を売却する際には、宗教法人法上どのようなことが必要なの？

神社において、不動産を売却する際には責任役員会の決議、統理の承認という規則に規定されている事項を遵守する必要があります。しかし、そののみならず宗教法人法第 23 条第 1 号により、少なくとも売却の 1 か月前に、信者その他の利害関係人に対して、その行為の要旨を示してその旨を公告する必要があります。

仮に、この公告を怠ってしまうと宗教法人法第 88 条第 3 号により、神社の

代表役員である宮司は 10 万円以下の過料に処せられてしまう可能性があります。このようなことになってしまうと、地域社会や氏子の方からの神社に対する信頼に影響してしまうリスクが生じかねません。

そのため、不動産を売却する場合には、忘れずにこの公告を行う必要があります。

3 コンプライアンスの重要性

神社は法人として存在している以上、個人の決定で事務を遂行するのではなく、責任役員・総代・職員の方々等事務を遂行していく必要があります。その上で、宗教法人であることから、神社の規則を遵守する必要があるのはもちろんですが、宗教法人法の規定も遵守する必要があります。

地域社会の模範となるべき神社において、法律違反の事態が生じてしまうと、その神社に対する信頼を失わせる契機にもなりかねません。

社会には、宗教法人法のみならず、労働基準法等様々なルールがあります。また、各種ハラスメント等の不祥事が発生してしまうと、神社の風評に影響することになります。法律上どのようなことに注意して事務を行っていくべきなのかお悩みの場合には、弁護士に御相談されることをお勧めいたします。

広島 中国地区教化担当者会し教化会議開催 過疎化問題検討会設置を決定

八月二十九日・三十日の両日に亘り
広島県神社庁に於いて第二十四回中国
地区神社庁教化会議開催された。

会議には、中国五県の教化委員長・
副委員長また、本年度から「地区教化
講師」も加え、二十一名が参加し、当
県からは、太田教化委員長と福田・根
石両副委員長が参加し、討議が行われ
た。

※各県活動報告及び計画

(山口)

厄年早見表・大大麻用の袋・暦用袋
の作成。ホームページ上で自由画・写
真コンテストの開催。子や孫の家庭向
けに神宮大麻奉斎推進を促すポスター
作成。

(鳥根)

本庁教化実践目標をもとに六項目の
教化実践目標大綱を作成。県の観光関
連の芸能人によるCMに積極的にかか
わる。

(鳥取)

庁報をより神職向けに特化の模索。
岡山を参考に親子神宮参宮団を検討、
初回は県内神社参宮団として実施。
ホームページの製作を検討。

(岡山)

ホームページのリニューアルに併せ
て、氏神検索の模索。「終戦七十周年記
念大会」、「雅楽鑑賞会」の実施。次年
度開催予定「巫女体験研修事業」に先
駆けての「枚岡神社」視察研修計画。

(広島)

建築業者、葬祭業者への神道の研修
会計画。神宮大麻頒布推進TVC M製
作放映。(他県への貸出可)ホームペー
ジを外注で製作(十五万七千円)、レ



中国地区神社庁教化会議 (於広島県神社庁)

ンタルサーバー一月五百円、更新作業月
五千円、スマホ対応検討。

※各県からの提案議題

○皇学館大学現代日本社会学部神社検
索システム研究会製作の全国神社検索
システムの活用について(岡山県提案)
◆各県での導入を前向きに検討するこ
ととなった。

○神職後継者の確保と神社振興対策に
ついて各県との連携。(広島県提案)

◆平成二十四年実施の過疎化、少子高
齢化に関わる神社運営状況アンケート
調査について、山口県が取りまとめた
内容を報告。これを土台として、地区
でどのような施策が必要か検討。方向
性、具体策まで各神職に伝える事が必
要とされた。

◆過疎地域での現状を鑑み、本庁の各
規程の改正が必要な部分が多く、本庁
を動かす必要がある。その為には、具
体案を提示し、中国地区として折衝す
る事が肝要とし、広島県がその資料と
方向性を参考的に提案。

◆本庁への地区の意見を取り入れた具
体的な改善策を提示すべく、各県代表
での過疎化問題検討会設置が提案され
た。

※その他の報告

○三ヶ年継続神宮大麻都市頒布向上計



「はくりゅう」乗船前の説明をする自衛隊員

画用地区助成金による資材制作につい
て(広島県)

◆地鎮祭時等に各家庭に神棚を奉斎し
ていただけるよう啓発するチラシ作製
を提案。中国地区の各県に配布される
予定。

○山口県から神職の保護司会を各県で
立ち上げの要望。

翌日には、海上自衛隊呉基地にて潜
水艦「はくりゅう」艦内見学の後、南
幕僚長と共に海軍カレーの昼食。
呉の別表神社である「亀山神社」正
式参拝し、閉会となった。

(教化委員会副委員長 根石俊明)

神宮大麻曆頒布始祭並びに表彰式



平成二十八年度の神宮大麻曆頒布始祭が九月十七日、内宮神楽殿に於いて執り行われた。

午前十時から始まった祭典では、北白川統理を始め田中総長以下神社本庁役員全国各神社庁の庁長や頒布担当者、支部長など約二〇〇人が参列し、

当県からは牧庁長を始め神宮大麻特別頒布優良奉仕者福田真人氏、支部代表



神宮大麻曆頒布始祭に先立って神宮を参拝する参加者

倉敷都窪支部長室山晃一氏、教化委神宮奉賛部長高山命之氏、瀧本参事が出席した。

神前に奉られた神宮大麻・曆と神饌を前に亀田幸弘神宮少宮司が祝詞を奏上。撤饌の後、神宮大麻・曆が鷹司神宮大宮司から北白川統理へと授けられ、

更に祭典終了後、北白川統理から各県神社庁長へ授けられた。

午後一時からは神宮会館大講堂に場所を移して神宮大麻曆頒布表彰式並びに秋季推進会が開催された。

表彰式では神宮大麻・曆の頒布に特に功績があった神社庁と奉仕者を表彰。各代表者が鷹司神宮大宮司と亀田少宮司から表彰状と記念品を受け取った。

秋季推進会議では小串副総長が座長となり、議事が進められ、平成二十七年頒布数八六五万二千体と平成二十八年交付数八八六万六千体の報告、平成二十七年の頒布数については六年連続で減少したものの、その実数は前年比の約半分であった事や、返戻大麻の数が少なくなった事などが報告された。

事例報告では簡易神祠の無料配布、年賀タウンメール、写真入り案内板、神社名入りチラシの新聞折込などの増頒布活動が紹介された。



九月二十一日午後一時三十分から岡山県神社庁講堂にて、平成二十八年度神宮大麻曆頒布始奉告祭並びに表彰式が執り行われた。



神宮大麻曆頒布始奉告祭を奉仕する祭祀委員会祭儀部員



神宮大麻を授ける牧庁長、佐々木副庁長

祭典では神宮大宮司代理として森俊嗣彌宜、神社本庁からは湯澤豊本宗奉賛部長が参列、神宮大麻が神前に奉られ、藤山副庁長が祝詞を奏上した後に牧庁長、佐々木副庁長から各支部長に神宮大麻が授けられた。

引き続き平成二十七年岡山県神社庁神宮大麻関係表彰式が執り行われ、三条一号に六神社。三条二号に一人が表彰の荣誉に浴した。

午後三時から神宮大麻頒布推進会議が開催され、湯澤本宗奉賛部長から「神宮大麻都市頒布向上施策について」と題し、各県の様々な取り組みを本庁で纏めた資料を基に施策の説明を行った。また、本庁が作成したテレビCM、ポスター等の活用依頼があった。

森神宮彌宜からは、神宮の状況などが紹介された。

こだわりの社

第 27 回

福田神社

(倉敷市北畝)

宮司 柚木 直彦

倉敷市北畝に鎮座する福田神社(柚木直彦宮司)は、福田新田五箇村(北畝、中畝、南畝、松江、東塚)の地が嘉永五年から開墾されたのにもない、その地区の産土神として勧請され、文久二年に社殿を造営し、明治四年に創建された。

社殿の老朽化により、平成四年頃に平面図、立面図を描き御造営計画を立て、それに基づいて幣拝殿の改築に着工した。

御祭神に天照大神を奉斎していることも関係し、伊勢の神宮に対し崇敬の念深く、平成五年の第六十一回神宮式年遷宮に際しては、神宮古殿舎撤去材を払い下げされた。

第一期工事として幣拝殿を改築し、神宮古材を使用し、祝詞殿の追加工事を行った。



第 2 期工事で改修を終えた本殿と新設された平唐門

第二期工事では、平成四年の計画に基づき、石垣、基壇を改修し本殿を半解体し、屋根を檜皮葺から銅板葺への

雨水による老朽化が著しい檜皮、野地板をはがして、檜皮葺の型にそくした野屋根地に造形して銅板一文字葺とした。傷みが著しい大床、浜床、木階など、全解体のうえ、老朽部材を全改修し新しく組み直し補正を施工した。

第一期工事と同じく、平成二十六年九月に神宮司庁から神宮殿舎撤去材譲与の交付通知書が届き、十一月に神宮の山田工作所において四〇、三二一石(トラツク二台分)譲与材を受領した。

内陣、天井を半解体し、化粧材を全て神宮古材を使用し貼り替えした。

二期工事として平成二十五年八月頃から、四十四年ぶりに本殿改修工事を行い、平成二十七年四月二十六日に竣工を迎えた。

本殿は、一間社入母屋造(前千鳥破風、向拝軒唐破風)で総檜造、塩飽大工の作といわれ檜皮葺であった。俗に、八棟造り、王子造とも呼ばれ、三手先組にて彫刻が多く用いられているのが特徴で、創建当時の姿を今にとどめている貴重な建物である。

変更の工事を行った。

今回も第一期工事と同じく、有限会社井上社寺工業に設計施工を依頼し、社殿と本殿とが調和のとれた御造営ができた。

まず石垣基壇工事を行うにあたり玉垣を解体し、本殿を大型クレーンで吊上げ、社殿に向かい左横に二〇m移した。石垣を解体撤去し地質調査を行い地盤改良工事を行ったうえで、旧石垣より八〇cm高く、二m奥行を広く築き直し、基壇を一m嵩上げし三m後退させた後、大型クレーンで吊上げて本殿を据え直した。



第 1 期工事で改築された社殿

さらに神宮古材を使用した平唐門の新設を追加工事で行った。石垣拡張にもない地覆石、親柱、笠木、鏡板左右各一丁増設して玉垣を復元し、最後に社殿(祝詞殿)裏腰縁から本殿基壇まで橋桁を増設し、高欄付渡り廊下をつなげた。

本殿御垣内には、竣工奉告祭の時に行った「お白石行事」で氏子崇敬者の皆様方が奉納して並べていただいたお白石が清浄に敷き詰められている。

第二期工事を終え、本殿を高くし、後ろに移す事で、社殿(拝殿、幣殿、祝詞殿)から平唐門、本殿の屋根が一体となって流れるような曲線が美しく、優雅な「平成の御造営」となった。

ごども伊勢まいりにて思う

御前神社 禰宜 佐藤 和也

八月、教化委員会育成部会の主催で県内の小中学生を対象にした『岡山県神社庁ごども伊勢まいり』が催行され、今年は三十八名の子供たちと神宮参拝、春日大社参拝等の行事を行った。

行程中、中には熱心にメモを取る子ども居り、大人の話をよく聞いていることが窺えたが、勿論そんな子達ばかりとはいかず「人の話は、ちゃんと聞く」如何程注意した事か。今年の子も中々の強者揃いで、様々な場面で喚起の言葉が飛んでいた印象は強い。

しかし神宮にて、火きり等を体験した際は、皆揃って目を輝かせ話に聞き入って居たように思う。好奇に溢れていたのだろう。

「御饌の煮炊には、態々昔ながらに熾した浄火を使うが、これは手間を掛ける事に意味があるから。出来合の物より、手間を惜しまず作られた物の方が美味しと思えるのは何故か」職員は分かり易く説く「そう、そこには作り手の思い、心が介在するから」と。子供たちの心にも、響く言葉であったのでは無かろうか。私は部外からの引率

参加であったが、子供たちに『何を、どう伝えよう』と、常に考えさせられた。

少し話は逸れるが、以前研修にて「神社は子供の遊び場で有るべきだ」と、証券会社の方が宣う事が有ったが、違うと思う。「神社に親しみを」との事、それはその通りだが、遊び場では困る。私は、方々の神社にて様々な話を伺

う内、それらに共通点を見付けることがあるが、確かにその中に「子供の頃、境内で遊んだ」「悪さをした」と話しながら、熱心に活動する総代さんは多い、親しみがあるのであろう。

しかし同時に「近所の人や長老に叱られた」「宮守に追いかけて回された」と言い、今では子供の気持ちを理解した上で、叱る側へ回っている話には興味深い。

日大の山口義枝氏によると、児童期は社会的価値がある活動に関心が向かい、技能や知識の習得を楽しみ、又、忍耐強く勤勉に働き仕事を完成させる喜びを身につけ、環境の変化へも柔軟に対応できる『学びの時期』らしい、只し、文化の違う国に生活した事のある

子供達の『異文化の取り入れ調査研究』によると、九、十才を過ぎると子供に質的な変化が見られ、新たな物の考え方や行動はそれまで通り取り入れはするが、心情的な物まで取り入れるのは難しくなるそうだ。

神社界にとって、日本の国柄、民族意識を次代に伝える事は至上命題であるが、前出の総代たちは、子供の頃に大人によって撒かれた、学びの種が何時しか芽を出したのであろう。神社には、大切なものが存すると学んだのである。

子供は、放っておけばどこでも遊ぶが然し、大人は教えなければ成らない。大人社会の一端を。境内での配慮や振る舞い方、神と人との関係や、大



参加者神宮で雅楽体験をする

切に受け継いできた心情を伝えるのである。

近年、作法を心得る参拝者が増えた一方『神社を知らない大人』も目につくようになった気がする。

参拝無縁で犬の散歩や携帯のゲームに勤しむ、公園と見紛うような行動には残念さを覚えるが、これも大切な時期に大切な事を、伝え来れなかつた結果であろうか。

話を戻そう。『何を、どう伝えよう』いづれこの国や神社界を担うことになる、今の子供達に。子供達の為にも、大人として神職として、その責務を如何にして果たそうか。

来年のごども伊勢まいり、引率の担当者の子供達に何の為、何をどの様に伝えてくれるのか。頑張つて頂きたい。

将来に思いを馳せ考える時、教化委員会の中でも特に要となるのが、育成部会かも知れないと思う。

今後はその活躍の場をさらに広げて、斯界にとって、日本の国にとって、頼もしいと思える次代の担い手が育つよう、一人でも多くの子供に、日本人として大切な事を知る切掛けとなる、学びの種、心の種が撒かれる事を期待したいと思う。

WGIPが日本の平和ボケの元凶

1700人を前にケント・ギルバート氏が講演



Kent Sidney Gilbert
ケント・シドニー
ギルバート

ケント・ギルバート氏は、八月二十三日、中国地区の各県神社庁、神道政治連盟各県本部、美しい日本の憲法をつくる各県民の会主催で、広島県立文化芸術ホールにおいて、弁護士でタレントのケント・ギルバート氏の講演が行われた。講演の題目は「ボクが見た日本国憲法」であった。

会場には、広島県をはじめ、中国四県からも多数の神職や関係者が一七〇〇名詰めかけた。

岡山県からは三十八名で、午前中の広島県神社関係者大会から出席した牧庁長を除く参加者が、県内各地から集合しバスにて現地へ向かった。

講演はまず、憲法がGHQ（連合国軍最高司令官）としてマッカーサーの指示で、一週間余で作られていたことを説明され、憲法の欠陥について語られた。

憲法第一条の「象徴」について、法

憲法改正推進
中国地区講演会

【広島】

第九条に関して、「平和憲法」としての効力を発揮しておらず、ただの「平和を願う憲法」であると指摘され、「九条を変えると戦争に巻き込まれる」という意見は大きな勘違いであり、戦争にならないように、九条を改正するべきだと主張された。

ギルバート氏は、自分は戦争反対論者だと明言され、だからこそ、「戦争にならないためにどうすれば良いのか」を考えなければならぬのに、考えない「平和ボケ」になっていると現状を嘆いた。

「平和ボケ」という言葉は、英語では訳せないとのこと、分かりやすく言い換えると、「自分を含めてすべての人が、今の平和がずっと続く

と勘違いしている人たち」と定義されていた。

また、大きな問題として、GHQによるマインド・コントロールであるWGIP（ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム）に言及された。WGIPとは、武士道などの道徳心を徹底的に破壊し、日本人の精神を貶めようと自虐史観を植え付けようとしたものである。このWGIPが現代までマスコミによって続けられているこ

とも指摘された。

実例として、テレビは新聞等とは違い、言論の自由があるものの放送法第四条に基づき中立な立場で放送をしなければならぬが、昨年の安全保障法案改正時には、T放送局やT・A放送局は90%を超える内容で反対を取り上げ、しかもT局ではジャーナリストがこの法案を阻止しよう、世論に働きかけなければならぬとまで明言していたことを指摘された。

そして、テレビは何故中立でなければならぬかであるが、公共電波は特定の者しか利用できないからということである。

今回の講演で、ギルバート氏は、特に憲法第九条と放送法を重点的に述べられていたが、戦後七十一年も経って、自分は果して憲法について、自国の憲法として内容を理解できていたのか、誇れるものなのかを問い直す絶好の機会となったと感じている。

また、マスコミによる自虐史観の報道の繰り返しは、「平和ボケ」した国民がいつの間にか鵜呑みにしてしまう危険性があることを懸念せずにはいられない。

(八幡神社禰宜 石井宏尚)



講演するケント・ギルバート氏

正当な手続で改憲を目指す事こそ立憲主義

神道政治連盟中央本部打田文博新会長講演

平成二十八年度の神道政治連盟岡山県本部の年間行事計画の一番の柱となる事業として、神政連打田文博新会長を十二月二日に岡山へお迎えし、岡山県庁にて岡山県神道議員連盟（会長岡崎豊泉議）に所属する自由民主党県議団の議員諸氏に対し、講演をお願いしました。

又、その後午後三時から場所をホテルエクセル岡山に移して、神道政治連盟岡山県本部の役員並びに代議員諸氏に、重ねて御講演をお願いし、活発な質疑応答の後、胸襟を開いて懇親会を催す事が叶いました。多くの関係者の皆様に「神政連の活動と、目指す処」を詳細に、平易に、親しみを込めて語っていただいた密着レポートを茲に御報告申し上げます。

平成二十八年十二月二日午前十一時、岡山県庁議員棟に打田会長を迎えました。昼食の後、自民党県議員団控室に招かれ、西岡県議の司会の下、神道議員連盟講演会の開催が告げられ、岡崎豊会長並牧博嗣本部長の挨拶の後、愈々打田文博氏の登壇となりまし



講演を行う内田神政連中央本部会長

- ① 占領下の異常な事態の中で作られた事。
- ② 前文から九十六条まで各条項に問題がある事。
- ③ 自民党の改憲試案は、素晴らしいたき台になる事。

- ④ 九十六条に改憲条項がある中で、正当な手続を経て改憲を目指す事こそ立憲主義そのものである事等々。また、具体的事例を次のように述べられた。
- ① 前文に独立国家として自ら国を守って行くとの決意が示されていない事。
- ② 国家元首の規定が定められていない事。
- ③ 天皇陛下の十二の国事行為の中に、もう一つ宮中祭祀（祈り）の項目を入れるべき事。
- ④ 九条に国防軍の項を付け加えるべき事。

て行きたい。最後にまとめて、憲法改正、皇室の尊厳護持、戦没者の慰霊・顕彰等々、神政連の取り組むべき課題について述べられた次第であります。

打田会長の非常に歯切れの良い、分かり易いお話しに自民党県議団の皆様が「今日は大変感銘を受けました。おかげで神政連の活動方針を一層理解することができました」と、口々に感想を述べられていたのが印象的でありました。

打田文博会長を岡山県にお呼びして、親しく御講演をして頂き本当に良かったと思われ、これからその成果が確実に現われる事が期待されます。（神政連県本部副幹事長 岡崎義弘）

打田 文博

昭和28年生まれ、國學院大學神道学専攻科卒。神奈川・寒川神社権禰宜を経て、55年から神社本庁に奉職し、渉外部長・神道政治連盟事務局長などを歴任した。平成12年から静岡・小國神社宮司を務め、19年には神政連幹事長に就任。28年6月の神政連中央委員会において新会長に選任された。63歳。

県氏青協が献穀田で抜穂祭 ― 神宮に奉納へ ―

岡山県氏子青年協議会（馬淵清昇会長）は、全国氏子青年協議会の「神宮新穀奉納行事」に呼応して、県内氏青では初めて神宮への献穀事業を行った。

この事業は、羽黒神社氏子青年会渡辺明廣副会長（玉島）の田を借り、そこを献穀田と定めて、春から稲を育ててきたが、いよいよ収穫時期を迎えたため、十月二十九日午前十時から祭典と刈り入れが執り行われたものである。

当日は、献穀田に設置した祭壇で福



抜穂祭に参列する氏青協会員



刈り取りを行う氏青協会員

田真人羽黒神社宮司が祝詞を奏上し、岡山県氏子青年協議会馬淵会長以下八名が参列の下、祭典が厳粛に執り行われた。

祭典に引き続き鎌で刈り初めの抜穂祭を行い、会員総出で約三〇〇kgほどの献穀米の収穫となった。収穫された新穀は十二月七日に神宮に奉納された。氏青協が所属する鴻八幡宮、羽黒神社にも奉納される。

珍しい試みとしての話題性もあり、地元山陽新聞、ケーブルテレビ二社が取材に訪れ、広く報道された。

神職任免

▼就任発令の部▲ ※本務のみ掲載

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
28・7・5	浅口市鴨方町六条院中	真止戸山神社	禰宜	中山 智恵
28・7・20	岡山市北区川入	八幡神社	宮司	田井 一郎
28・8・30	高梁市備中町東油野	八幡神社	宮司	長原 律夫
28・10・1	倉敷市本町	阿智神社	権禰宜	三谷 真之
28・10・5	加賀郡吉備中央町上田東	松尾神社	禰宜	藤本 智美
28・10・6	加賀郡吉備中央町三納谷	三所神社	禰宜	海士部 泰徳
28・10・6	加賀郡吉備中央町案田	化氣神社	禰宜	小倉 孝男
28・10・18	玉野市山田	水守神社	禰宜	松浦 愛実
28・10・19	倉敷市玉島乙島	戸島神社	宮司	桑野 重臣
28・11・11	小田郡矢掛町東川面	大元鵜江神社	宮司	鳥越 真澄
28・11・11	小田郡矢掛町矢掛	矢掛神社	宮司	鳥越 充久
28・11・14	岡山市中区祇園	総社宮	宮司	武部 一宏

▼退任発令の部▲ ※本務のみ掲載

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
28・8・30	高梁市備中町東油野	八幡神社	宮司	長原 環
28・10・18	倉敷市玉島乙島	戸島神社	宮司	桑野 典彦

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	職名	氏名	現身分	享年
28・9・3	津山市杉宮	西賀茂神社	名誉宮司	青山 信雄	二級上	102
28・10・14	高梁市宇治町本郷	清實八幡神社	宮司	藤本 正昭	二級上	89
28・10・24	真庭市種	田根神社	禰宜	東郷 韶人	三級	75

神社庁辞令

四月一日 就任

関係者大会企画委員会委員長

牧 博 嗣

関係者大会企画委員会副委員長

藤山 知之進 中島 博

十月二十六日

関係者大会企画委員会委員

佐々木 講治 戸部 廣徳

岡部 典雄 伏見 正

太田 浩司 日野 正彦

林 浩平 三垣 一

春名 明 藤原 光利

河本 昌樹 白神 倫枝

小坂 博通 根石 俊明

河野 薫 長江 俊忠

馬淵 清昇 斎藤 黎子

十一月一日 就任

錬成行事助彦

村岡 宣祐(再任)

十一月十四日 就任

岡山県神社庁協議員会議長

長江 俊忠

岡山県神社庁協議員会議副議長

大橋 美代治

閉庁のお知らせ

(年未年始) 平成28年12月29日 ~ 平成29年1月4日

庁務日誌抄

自 平成28年7月1日 至 平成28年11月30日

7月

Table with 2 columns: Date, Event. Includes entries for 1日 (月次祭), 4日 (直階検定講習会), 5日 (祭祀舞部会), 7日 (教化委員会), 8日 (神青協役員会), 11日 (役員会), 14日 (神政連代議員会), 20日 (総代会評議員会), 26日 (祭儀部会), 27日 (神青協発送作業), 28日 (神宮奉賛部会).

8月

Table with 2 columns: Date, Event. Includes entries for 1日 (直階検定講習会), 2日 (月次祭), 8日 (神政連幹事会), 9日 (祭祀舞部会), 22日 (こども伊勢まいり), 23日 (中国地区憲法改正推進講演会), 25日 (役員会), 26日 (雅楽部会), 30日 (階位検定委員会), 31日 (二級伝達式).

9月

Table with 2 columns: Date, Event. Includes entries for 1日 (月次祭), 2日 (委員会事務説明会), 6日 (祭祀舞部会), 7日 (神青協研修会), 8日 (事業部会), 9日 (祭儀部会), 14日 (女子神職会役員会), 15日 (神青協広報部会), 16日 (こども伊勢まいり反省会), 20日 (神青協三役会), 21日 (神宮大麻暦頒布始祭奉告祭), 29日 (女子神職会研修会).

10月

Table with 2 columns: Date, Event. Includes entries for 3日 (月次祭), 4日 (神社庁神楽部役員会), 5日 (神政連幹事会), 17日 (特殊神事部会), 18日 (研修企画室会議), 19日 (事業部会), 24日 (岡山八幡会役員会), 26日 (神宮奉賛部会), 27日 (雅楽部会).

11月

Table with 2 columns: Date, Event. Includes entries for 1日 (月次祭), 2日 (祭祀舞部会), 9日 (岡山県神社総代会研修会), 11日 (関係者大会企画委員会), 14日 (臨時協議員会), 16日 (研修企画室会議), 17日 (祭儀部会), 18日 (教神協打合せ), 21日 (事業部会), 24日 (神青協合同会議), 25日 (新穀感謝祭), 26日 (新穀感謝祭), 28日 (神青協啓発活動準備).

神社ギャラリー 投稿写真募集

神社庁ホームページリニューアル

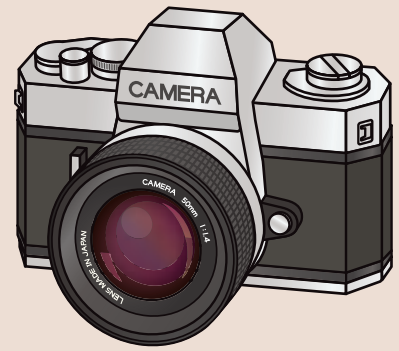
この度、岡山県神社庁ホームページをリニューアルする事になり、県内神社の美しい風景や祭りなどを紹介する「神社ギャラリー」を設けることになりました。

神社ギャラリーはHP上から神社関係者を始め、広く一般の方もプロアマ問わず何方でも投稿でき、広報部会の確認の後に掲載されるものです。手始めに関係神社の写真を投稿してご自慢の腕前をぜひHPでご披露されては如何でしょう。

投稿の方法はリニューアル後のHPに掲載しますが、写真はその権利を持つご本人や委託された方が、画像データで投稿フォームからお送りいただく事になりますので、プリント写真等は画像データ (JPG) に変換が必要です。

リニューアルは平成 29 年 2 月を予定しておりますので、眠っている写真や新たに撮影した写真を今の内から用意しておいて下さい。

神社ギャラリーに 1 人 1 人が協力し、多くの写真が集まれば、岡山県の巨大な神社歳時記写真集となります。そして、あなたの町の神社や祭りを後世に残し、全国で紹介されるツールとなるのです。皆さまからの投稿をお待ち申し上げます。



岡山県神社庁教化委員会広報部会



開催予告

枚岡神社から学ぶ神道教化

枚岡神社（東大阪市）で実施されている数々のユニークな教化活動と春日大社「伝神楽」の特別拝観を盛り込んだ「神社視察研修旅行」を実施致します。

神職対象でするので、この機会に是非ご参加下さい。

記

- (1) 日時 平成 29 年 5 月 23・24 日
- (2) 視察社 枚岡神社・春日大社
- (3) 宿泊 奈良ワシントンホテルプラザ
- (4) 費用 一万八千円
- (5) 申込 教化委員会事業部会から年明けに申込書をお送りします。

あとがき

◆任期の切り替わり時期となり、新しい広報部が始動しました。就任早々から神社庁HPのリニューアル作業に取り組んでおります。何かと至らない点もあるかと思いますが、部員一丸となって頑張つてまいりますので、宜しくお願ひ致します。

広報部長 福田